

S & D たまぐーセンター

(青梅市文化交流センター)

利用案内

令和 7 年 3 月 版

青梅市教育委員会社会教育課

1 文化交流センター設置の目的

市民に文化活動および地域交流の場を提供し、生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、生活文化の向上と生涯学習の振興に貢献するために、文化交流センターを設置しました。

また、ネーミングライツにより、施設愛称が「ネッツたまぐーセンター」となっていましたが、令和5年4月1日からネーミングパートナーの社名変更に伴い、施設愛称を「S & Dたまぐーセンター」に変更しました。

2 施設を利用できる方

団体および個人とします。

団体（2人以上）…多目的ホール・会議室等の施設使用

個人…展覧会等での施設使用および使用日の6日前から当日までに
予約をしての施設使用

3 使用時間区分

(1) 多目的ホール

全日		
午前	午後	夜間
午前 9 時～正午	午後 1 時～5 時	午後 6 時～10 時

(2) 文化活動室、バンドルーム、研修室、アートルーム、実習室、会議室、ミーティングルームおよび和室

全日				
午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～3 時	午後 3 時 ～5 時	午後 5 時 ～7 時 30 分	午後 7 時 30 分 ～10 時

4 使用時間

承認された時間には、準備から後片付けまでの時間を含みます。

時間内にすべての作業が終了するようお願いします。

5 休館日

- (1) 毎月第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日。
- (2) 1月1日から同月3日まで
- (3) 12月29日から同月31日まで

6 利用者登録

青梅市施設予約管理システム（以下「システム」といいます。）を使用して施設予約をする場合は、事前に団体（2人以上）登録が必要です。

7 予約申込

(1) 多目的ホール

申請日 利用者	1年前の月の初日 (1月は4日)	1年前の月の 2日～7日前	6日前～当日
団体	申請書＜抽選＞	申請書または システム予約	申請書
☆個人 (コンサート等)	申請書＜抽選＞	申請書	申請書
個人(その他)	—	—	申請書

※多目的ホール以外の施設を控室等として使用する場合は、同時に予約できます。

※☆個人（コンサート等）とは、個展などの展覧会や個人リサイタルなどの発表の場としての利用に限ります。申請前にS＆Dたまぐーセンターへご相談ください。）

※申請書受付・使用料支払い・使用承認書発行、キャンセル受付は、S＆Dたまぐーセンターおよび市役所社会教育課のみで行います。

※1年前の月の初日（1月は4日）午前9時に、S＆Dたまぐーセンターで申請順を決める抽選を行います。

※利用日の1週間前までに、『多目的ホール使用・展覧会等計画書』をS＆Dたまぐーセンターへご提出ください。

(2) 文化活動室、バンドルーム、研修室、アートルーム、実習室、会議室、ミーティングルームおよび和室

申請日 利用者	1年前の月の初日 ～3月前の19日	3月前の20日 ～その月末	2月前の2日 ～7日前	6日前 ～当日
団体	—	システム予約 ＜抽選＞	申請書または システム予約	申請書
☆団体・個人 (展覧会・控室等)	申請書	申請書	申請書	申請書
個人(その他)	—	—	—	申請書

※3月前の20日以前の予約はできません。(ただし、☆団体・個人(展覧会・控室等)に該当する場合を除きます。)

※☆団体・個人(展覧会・控室等)は、次の場合に限ります。(申請前にS&Dたまぐーセンターへご相談ください。)

①多目的ホールを利用する団体・個人が控室や他の施設と連動して行うイベントを行う場合

②団体・個人が展覧会やコンサートなどの発表の場として利用する場合

※抽選に参加できる団体は、市内団体(青梅市内に在住、在勤または在学する者の人数が構成員の過半数を満たす団体)のみです。

※2月前の2日～7日前は、S&Dたまぐーセンター、各市民センター、住友金属鉦山アリーナ青梅、市役所にて申請書受付・使用料支払い・使用承認書発行、キャンセル受付が可能です。

ただし、☆団体・個人(展覧会・控室等)に該当する場合は、申請日に関わらず、S&Dたまぐーセンターおよび市役所社会教育課のみで受け付けいたします。

(3) 展示交流スペース、ひろば、テラスおよび屋上テラスを催し等で使用する場合

使用日の属する月の3月前の月の初日から使用日までの間に、S&Dたまぐーセンターへ申請書をご提出ください。

なお、使用・作業にあたっては、他の利用者や施設内の催事に迷惑のないよう配慮するとともに、コミュニケーションをとりつつ他の利用者と良好な関係を維持してください。

8 使用料

各施設、器具等の使用料は次のとおりです。

(1) 多目的ホール

区分	面積	定員	午前	午後	夜間	全日
			午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時	午前9時 ～午後10時
平日	260m ²	271人	円 5,000	円 6,000	円 9,000	円 18,000
日曜日、土曜日 および休日			7,000	8,000	11,000	23,000

※使用料の支払いが予約後（抽選の場合は、当選後）1週間以内に行われない場合には、予約は削除されます。

※使用料の追加・減免について

ア 1時間未満の延長をする場合

使用時間区分の使用料の30%を追加

※区分を超えて引続き使用する場合の中間時間の使用料は、徴収しません。

イ 入場料等（一人当たり）を徴収する場合

入場料等の金額に応じて、次の額を使用料に追加します。

(ア) 1,000円以上 2,000円未満 … 使用料の20%

(イ) 2,000円以上 3,000円未満 … 使用料の40%

(ウ) 3,000円以上 5,000円未満 … 使用料の60%

(エ) 5,000円以上 … 使用料の100%を追加

ウ 会場設営等のために使用する場合 … 半額

※別日に練習・リハーサルで使用する場合は、対象外です。

エ 次の場合は、減額・免除を受けることができます。

(ア) 障害者手帳の交付を受けた者等により構成する団体で、教育委員会が認めるものが使用する場合 … 免除

(イ) 市内の中学生以下を主な構成員とする市内団体で、教育委員会が認めるものが、青少年の健全育成を目的として使用する場合 … 免除

(ウ) 市内の官公署および学校（市立小中学校を除く。）が直接その用に使用する場合 … 半額

(2) 文化活動室、バンドルーム、研修室、アートルーム、実習室、
会議室、ミーティングルームおよび和室

階	施設名	面積	定員	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2	全日
				午前9時 ～正午	午後1時 ～3時	午後3時 ～5時	午後5時 ～7時30分	午後7時30分 ～10時	午前9時 ～午後10時
地下 1階	文化活動室 A	m ² 104	人 50	円 1,000	円 700	円 700	円 750	円 750	円 3,900
	文化活動室 B	62	30	500	400	400	450	450	2,200
	文化活動室 C	22	10	200	150	150	200	200	900
	文化活動室 D	22	10	200	150	150	200	200	900
	バンドルーム	80	40	500	400	400	450	450	2,200
3階	研修室 A	101	50	1,000	700	700	750	750	3,900
	研修室 B	101	50	1,000	700	700	750	750	3,900
	研修室 C	40	20	500	400	400	450	450	2,200
	研修室 D	16	10	200	150	150	200	200	900
	アートルーム	43	20	500	400	400	450	450	2,200
	実習室	61	30	500	400	400	450	450	2,200
4階	会議室 A	100	50	1,000	700	700	750	750	3,900
	会議室 B	60	30	500	400	400	450	450	2,200
	会議室 C	50	25	500	400	400	450	450	2,200
	会議室 D	48	25	500	400	400	450	450	2,200
	ミーティングルーム A	24	10	200	150	150	200	200	900
	ミーティングルーム B	21	10	200	150	150	200	200	900
	和室 A	10畳	15	200	150	150	200	200	900
	和室 B	10畳	15	200	150	150	200	200	900

※使用料の支払いが予約後（抽選の場合は、当選後）1週間以内に行われない場合には、予約は削除されます。

※使用料の追加と減免について
前記(1)の規定を準用します。

(3) 器具等

番号	器具名【設置場所】	使用区分	使用料
1	グランドピアノ【多目的ホール】	1 台	4,000円 (1 時間区分)
2	グランドピアノ【文化活動室 A】	1 台	無料
3	アップライトピアノ 【文化活動室 B、会議室 B】	1 台	無料
4	電子ピアノ【バンドルーム、研修室 A】	1 台	無料
5	バンドセット【バンドルーム】	1 セット	無料
6	団体用貸しロッカー（大） 幅 41.2cm×奥 40.8cm×高さ 100cm 【展示交流スペース（地下 1 階）】	1 か所	300円 (1 か月)
7	団体用貸しロッカー（小） ・上段 幅 41.2cm×奥 37.8cm×高さ 20.5cm ・下段 幅 41.2cm×奥 37.8cm×高さ 26.5cm 【展示交流スペース（地下 1 階）】	1 か所	200円 (1 か月)
8	プロジェクター・スクリーン	1 台	無料
9	ワイヤレスアンプ	1 台	無料
10	車椅子	2 台	無料

※各器具 1 台あたりの使用時間は、当該器具の設置場所の使用時間に準じます。

※1 時間未満の延長をする場合は、設置・使用場所の使用時間区分の使用料の 30% 分を追加徴収します。

ただし、区分を超えて引続き使用する場合の中間時間の使用料は、徴収しません。

※ピアノの使用料には、調律、設置等に伴う費用を含みません。

※プロジェクター・スクリーン・ワイヤレスアンプは予約制です。

事前に S & D たまぐーセンター窓口で予約申請をしてください。

9 連続使用期間

同一人が同一施設を引続き 7 日を超えて使用することはできません。

10 関係官公署への届出

使用する際に、関係法令の届出等が必要なときは、必ず使用者の責任において手続きをしてください。

11 予約のキャンセル

各施設をより多くの方にご利用いただくため、使用の承認を受けた後に使用者の都合によりキャンセルする場合は、速やかにご連絡ください。

すでに支払われた使用料は、次の場合を除いて返金しませんので、ご注意ください。

(1) 多目的ホールおよびその他の施設を控室や展覧会等に使用する場合

キャンセル理由	返金額
使用開始日の6か月前までに、使用取消しの申請をして承認されたとき	全額
使用開始日の3か月前までに、使用取消しの申請をして承認されたとき	100分の50相当額
使用開始日の7日前までに、使用取消しの申請をして承認されたとき	100分の20相当額
天災地変、その他使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき	全額
教育委員会が公益上、その他やむを得ない理由により使用を取消し、または中止させたとき	全額

(2) 文化活動室、バンドルーム、研修室、アートルーム、実習室、会議室、ミーティングルームおよび和室を通常の活動で使用する場合

キャンセル理由	返金額
使用開始日の7日前までに、使用取消しの申請をして承認されたとき	全額
天災地変、その他使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき	全額
教育委員会が公益上、その他やむを得ない理由により使用を取消し、または中止させたとき	全額

12 使用を承認できない場合

- (1) 公益を害し、または秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) そのほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

13 目的外使用、使用权の譲渡や転貸の禁止

使用者は、承認を受けた目的以外に使用することや、使用する権利を譲渡し、または転貸することはできません。

14 使用承認の取消等

次のような場合は、使用の承認を取り消し、または使用を中止させることがあります。そのことによって、使用者において損害を生ずることがあっても、青梅市は、その賠償の責めを負いません。

- (1) 青梅市文化交流センター条例または同施行規則に違反したとき
- (2) 使用の目的または使用の条件に違反したとき
- (3) そのほか、教育委員会が必要と認めるとき

15 貴重品等について

貴重品等は、各自責任を持って管理してください。

S & D たまぐーセンター内での盗難等に対して、教育委員会は責任を負いません。

16 駐輪場の利用について

利用者専用駐輪場は、建物の北側にあります。それ以外の場所は原則駐輪禁止です。

駐輪スペースが狭いため、駐輪できるのは自転車に限り、駐輪場利用時間はS & D たまぐーセンター利用時間のみとさせていただきます。

17 フリーWi-Fiについて

施設内では1回3時間、1日6回までフリーWi-Fiが利用できます。

※協力：多摩ケーブルネットワーク(株)

18 飲酒について

施設内で飲酒をする場合は、教育委員会の許可が必要です。

ただし、貸出施設を使用する団体または個人が、使用承認を受けた施設内で実施する催事や懇親会等に伴って行う飲酒以外、許可できません。

施設の使用開始日の7日前までに、S & Dたまぐーセンターまたは市役所社会教育課へ「飲酒承認申請書」をご提出ください。

教育委員会で内容を確認し、後日、認否について通知します。

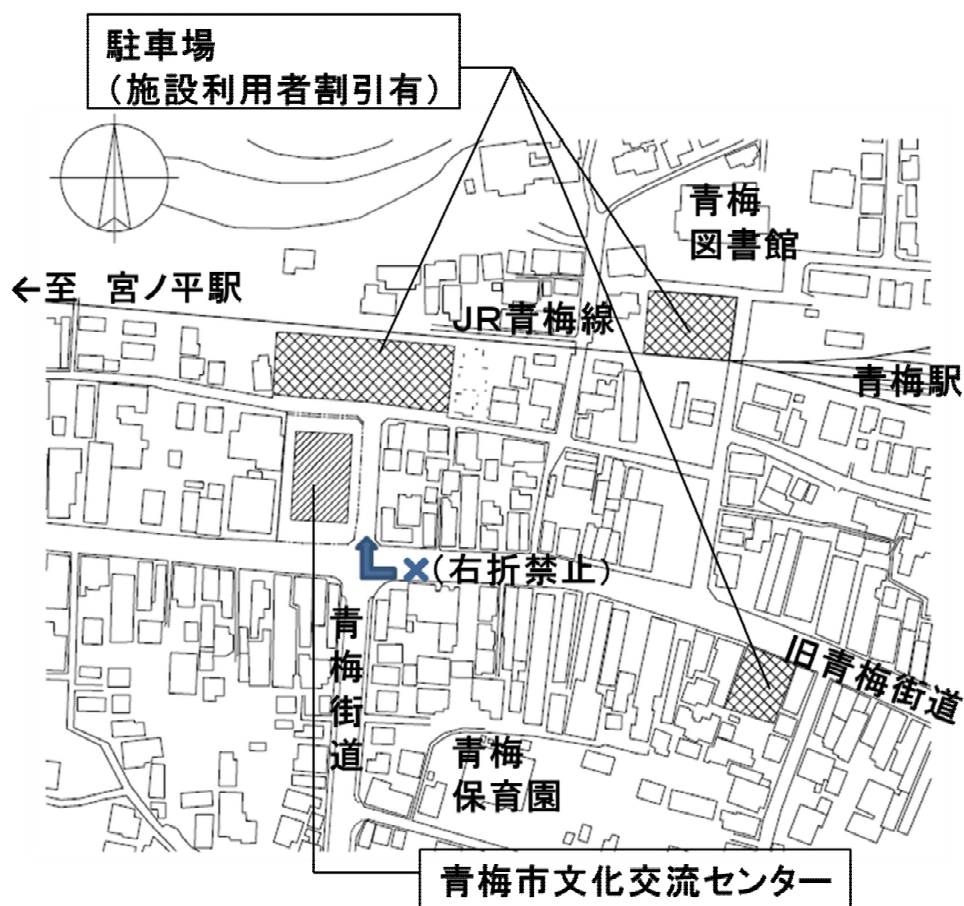
19 駐車場について

S & Dたまぐーセンターには専用の駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください（駐車可能台数が少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。）。

下図の3か所の駐車場は、S & Dたまぐーセンター利用者の割引があります。（4時間まで100円、以降30分ごと110円）

旧青梅街道は、青梅駅側から右折できませんので、ご注意ください。

また、施設周辺の路上は駐車禁止です。



20 守っていただくこと

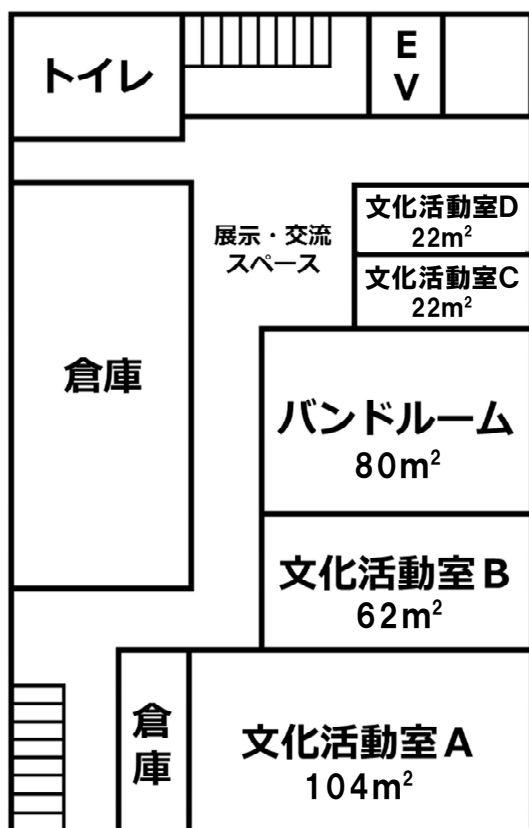
S & Dたまぐーセンターをご利用の方は、次のことをお守りください。

- (1) 施設を利用する際は、2階事務室へ立ち寄り、使用承認書（システム画面または紙）をご提示ください。使用終了後は、施設を元の状態に戻し、利用報告書を2階事務室へご提出ください。
- (2) 発生したゴミは、すべてお持ち帰りください。
- (3) 許可を受けずに掲示物の貼付、配布、物品の販売等をしないでください。（事前にS & Dたまぐーセンターまたは市役所社会教育課へご相談ください。）
- (4) 敷地内は建物西側屋外喫煙所を除き、禁煙です。
- (5) 火気の使用はできません。
- (6) 火薬類、その他の危険物の持込みは禁止です。
- (7) 壁・柱・窓・扉等にテープや鋏等で貼物をしないでください。
- (8) 補助犬（盲導・聴導・介助犬）を除く動物を同伴しないでください。
- (9) 利用方法により素足になる場合は、足元にご注意ください。
- (10) 施設・器具等を汚損・破損した場合は、必ず事務室へ連絡してください。汚損・破損した物の実費負担を求める場合があります。
- (11) 私物を各施設内の棚等に置いたままにしないでください。
- (12) 事前に荷物等のお預かりはできません。
- (13) 来館者の安全確保のため、避難経路は必ず事前にご確認ください。
- (14) 緊急避難等の指示が出された場合は、ただちに利用を中止し、職員等の指示に従い避難してください。
- (15) 一時利用コインロッカーの使用は、施設利用時間内に限り、利用日をまたいでの利用はできません。閉館時に残っている物品は、忘れ物として事務室で管理いたします。
- (16) 他の利用者の迷惑となる行為はしないでください。迷惑行為をした場合には、利用をお断りする場合があります。

ご不明な点、ご意見等がございましたら、2階事務室または市役所社会教育課までご相談ください。

【参考資料】 S & Dたまぐーセンター 各階平面図

地下1階



○文化活動室A（高防音仕様）

床仕上げ：フローリング
グランドピアノ常設、簡易音響設備
大型鏡、バレエバー

○文化活動室B（防音仕様）

床仕上げ：タイルカーペット
アップライトピアノ常設
展示会可能

○文化活動室C（防音仕様）

床仕上げ：タイルカーペット

○文化活動室D（防音仕様）

床仕上げ：タイルカーペット
多目的ホールの楽屋機能

○バンドルーム（高防音仕様）

床仕上げ：タイルカーペット
ドラムセット、電子ピアノ、
音響設備

1階



○多目的ホール（防音）

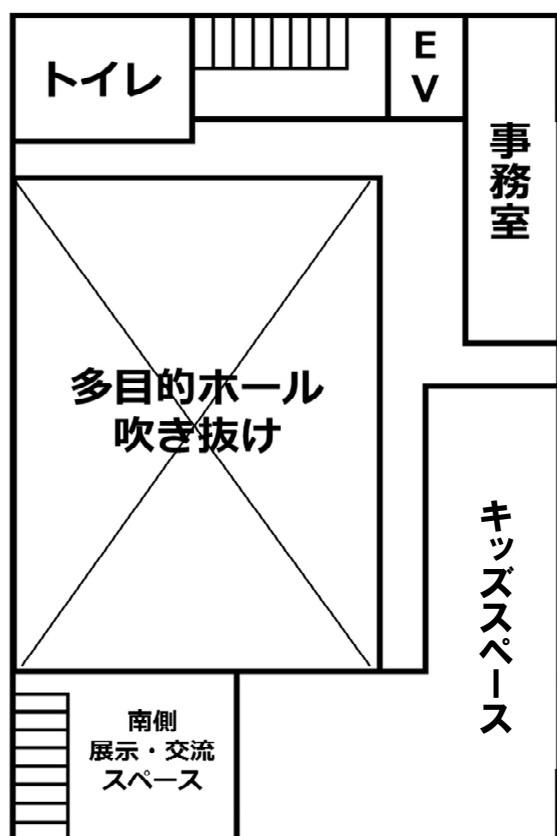
床仕上げ：フローリング
電動昇降式ステージ (0 cm ~ 80 cm)
スタッキングチェア
グランドピアノ有（有料）
プロジェクター・スクリーン常設
音響・照明設備

※ワイヤレスマイクを使用する

場合は、電池（単3×2本）を
ご用意ください。

南側広場

2階



○事務室（青梅市民センター）

コピー機

謄写印刷機

○キッズスペース

子育てひろば「にこにこ」

授乳室、床暖房

○研修室 A

床仕上げ：ビニル床シート

電子ピアノ、バレエバー

大型カガミ、簡易音響設備

○研修室 B

床仕上げ：ビニル床シート

大型カガミ、簡易音響設備

プロジェクター・スクリーン

○研修室 C

床仕上げ：タイルカーペット

○研修室 D

床仕上げ：ビニル床シート

壁付けホワイトボード

○実習室

床仕上げ：ビニル床シート

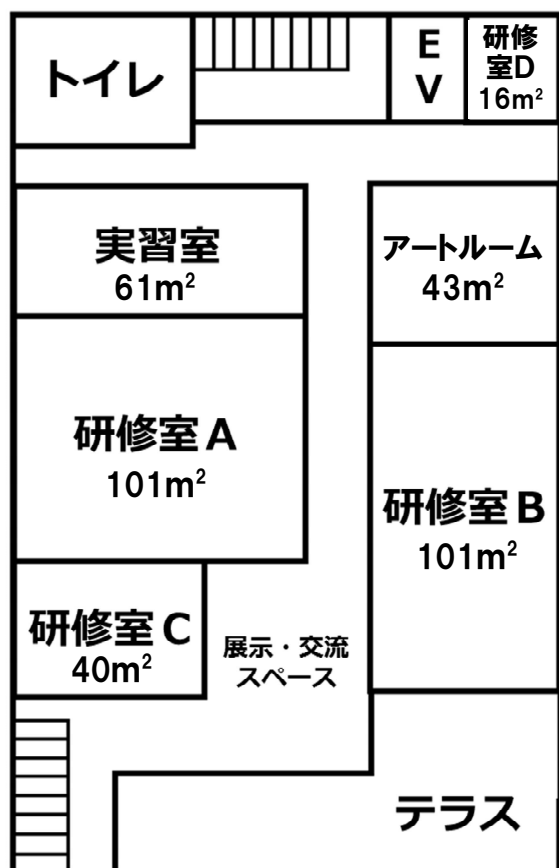
壁付けホワイトボード、調理室仕様

○アートルーム

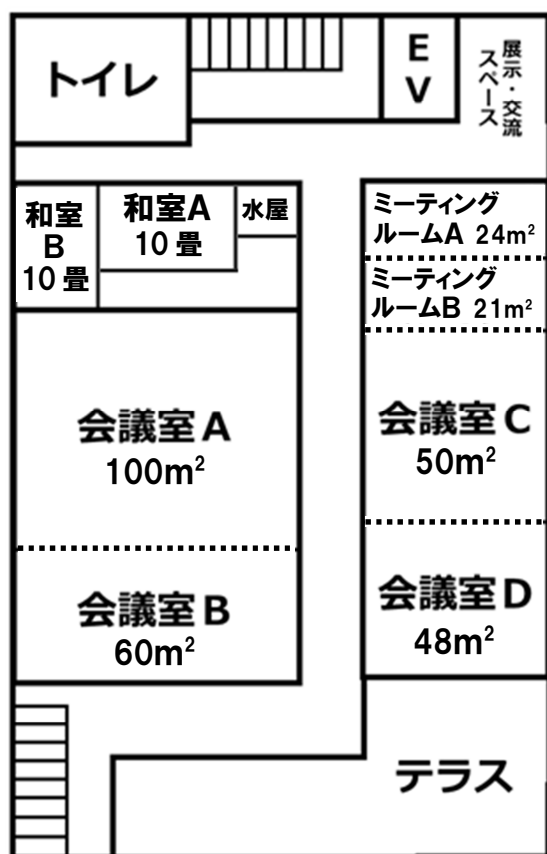
床仕上げ：ビニル床シート

流し台

3階

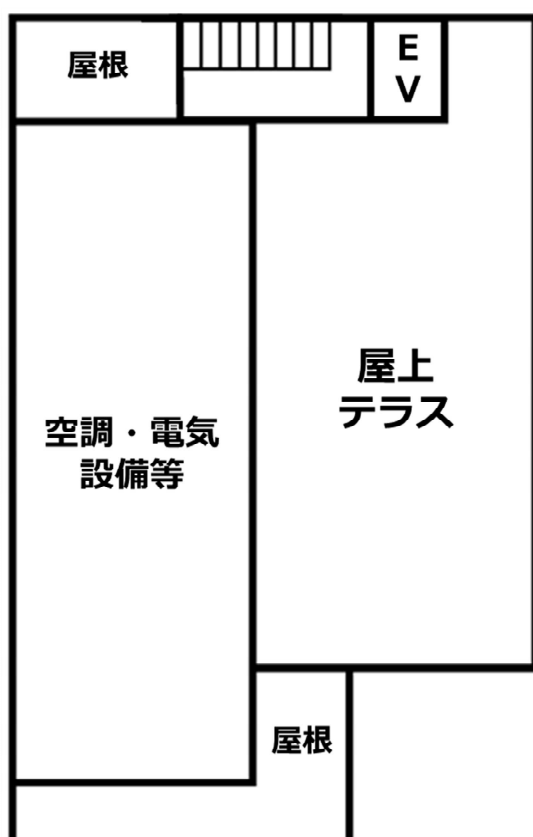


4階



..... パーテーション
(開閉可)

屋上階



○和室 A・B

床仕上げ：畳敷き

炉有、水屋併設

○会議室 A

床仕上げ：タイルカーペット

簡易音響設備

○会議室 B

床仕上げ：タイルカーペット

アップライトピアノ

※会議室 A・B は一体利用可能

○会議室 C・D

床仕上げ：ビニル床シート

展示レール有

○ミーティングルーム A・B

床仕上げ：ビニル床シート

展示レール有

※会議室 C・D、ミーティングルーム A・B は、一体利用可能

○屋上テラス

占用は不可

流し台、コンセント有

問合せ

青梅市教育委員会生涯学習部社会教育課

所在地 青梅市東青梅 1 - 1 1 - 1

電 話 0428-22-1111 内線 2381・2382・2383

F A X 0428-22-9835

E-mail div7510@city.ome.lg.jp

S & D たまぐーセンター(青梅市文化交流センター)

所在地 青梅市上町 3 7 4

電 話 0428-20-7150

F A X 0428-20-7152